

2. 3GHz 帯における移動通信システムの導入のための制度整備案に対する意見

該当箇所	意見
「周波数割当計画」の一部を変更する告示案、および「電波法関係審査基準」の一部を改正する訓令案	<ul style="list-style-type: none">・①周波数割当計画において、放送事業用の局（2. 3GHz帯 F P U）が電気通信業務用の局に対して優先権を有する旨を明記し、②電波法関係審査基準において、放送事業用の局に有害な混信を生じさせない措置を2. 3GHz帯基地局等の免許人に義務付けたことは、いずれも一次利用システムの業務を適切に保護する観点から必要な措置であり、賛成します。・ダイナミック周波数共用において、今後は電波有効利用促進センターが中心的な役割を担うものと思います。しかしながら2. 3GHz帯の共用は先進事例であり、制度設計の趣旨が実運用に適切に反映され、定着するまでの間は、行政も積極的な関与を継続していただき、ステークホルダー相互の理解醸成を図り、適切な助言を行っていただくよう要望します。